

# 第2次隠岐の島町教育大綱



隠岐の島町  
令和3年3月



# 1 教育大綱の策定にあたって

## (1) 教育大綱策定の背景

「隠岐の島町教育大綱」は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、町長と教育委員会で構成する「隠岐の島町総合教育会議」において協議の上、町長が本町で取り組むべき教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもので、本町は、平成28年度から平成31年度までの4年間を対象期間とした「隠岐の島町教育大綱」を平成28年3月に策定し、教育行政に反映してまいりました。

この大綱は、令和2年3月末で対象期限を迎えていますが、昨年度に開催した総合教育会議の中で、本年度6月に改定した第2次隠岐の島町総合振興計画「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」と整合性を図り、令和2年度に『第2次教育大綱』の策定を行うこととしました。

## (2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第2次隠岐の島町総合振興計画に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本方針を示すものです。

## (3) 教育大綱の対象期間

本大綱は、第2次隠岐の島町総合振興計画の前期基本計画を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を勘案し、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

## (4) 教育大綱に基づく教育行政の推進

町は、本大綱に掲げる基本目標、基本方針に基づいて、それぞれを具現化するために既存の基本計画の見直しや新たな基本計画の策定を行い、それぞれの計画に基づいて必要となる年度別の施策及び事業計画を策定します。

また、その実施にあたっては、町の現状と課題を詳細に把握した上で、より効率的に、より効果的に教育行政を推進します。

## 2 基本目標

島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる

「隠岐びとの心」＝「隠岐を愛する心」

- 隠岐を誇りに思う心
- 隠岐を大切にすること
- 人を思いやる心
- 島に住んで幸せを感じる心

※「隠岐びとの心」については、“隠岐の島町民憲章”の前文の中に記載されています。

「隠岐びと」の定義については、隠岐を想う人によってそれぞれの捉え方があり、「隠岐を愛する心」の中に、それぞれの人思い描く「隠岐びと」があります。

## 3 基本方針

- (1) 「子どもたちが育つ魅力ある教育環境づくりの推進」
- (2) 「誰もが生きがいをもって活躍できるまちの創出」
- (3) 「かけがえのない歴史と文化の継承」

## 4 基本施策

### (1) 「子どもたちが育つ魅力ある教育環境づくりの推進」

#### ①ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進

豊かな自然の中での体験や地域の教育資源、ジオパーク学習等のふるさと教育を拡充して、学校・家庭・地域が一体となりふるさとに愛着と誇りを育み、貢献意欲を高めるふるさと教育を推進します。

また、竹島領有権問題学習の更なる推進に努めます。

#### ②心豊かで、たくましく生きる力を育む教育の推進

集団生活を通して子どもたちに生命を大切にする心や思いやりの心、公共心や規範意識などを育む教育を充実するとともに、食育の推進、健康の保持増進及び体力の向上を図る教育を進めます。

特別な支援が必要な子どもたちのために、一人ひとりのニーズの把握とそれに応じた指導をきめ細かにを行い、特別支援教育を推進します。

#### ③確かな学力を育む教育の推進

子どもたち一人ひとりが自らの人生と地域社会の未来を切り拓くための「生きる力」を育むことができるよう主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、思考力・判断力・表現力等を培う教育を進めます。

#### ④全ての子どもたちがのびのび学ぶことのできる教育環境の整備

小中学校の校舎等は、全体的に老朽化・機能低下が進行しており、令和元年度策定した長寿命化計画に基づき、校舎や施設の環境整備し、子どもたちの安全・安心な学校生活づくりを推進します。併せて、教材教具の計画的な整備や校内通信ネットワーク整備などの学びを支える基盤となる ICT 教育環境整備を進めます。

また、保育所から小・中学校、高校まで連携した隠岐びとの育成を目指した「教育の魅力化」を図るとともに、地域間交流や国際交流等の活動を通してグローバル化にも対応した本町の将来を担う人材の育成を推進します。

### (2) 「誰もが生きがいをもって活躍できるまちの創出」

#### ①主体的に学び、生きがいを感じられる社会教育環境の整備

すべての町民が地域の人づくりの拠点である公民館を中心に集い、主体的に、楽しみながら学び、参加者が参画者となって地域を担う新たな人づくりを推進

できるよう社会教育環境を整備し、地域や社会の多様な課題解決につなげていきます。

②人権の理解を深め、人権が尊重される地域社会の実現

すべての町民が人権についての理解を深め、一人ひとりの人権が尊重されるよう、人権教育を推進していきます。

また様々なハンディキャップを抱える方々を地域全体で支え合える社会を目指し、各関係機関と連携を図っていきます。

③いきいきと暮らせる生涯スポーツの充実

社会体育関係団体や各地区体育協会等の活動支援、連携強化を図り、町民が気軽にスポーツに触れる環境をつくるとともに、ライフステージに応じた支援体制を強化し、生涯スポーツを推進します。

また、青少年を中心とした競技力向上に向けた活動を支援していきます。

(3)「かけがえのない歴史と文化の継承」

①伝統文化や文化財を守り後世につなぐ

伝統文化や文化財を保存・継承し、後世につないでいくために保持者・所有者など文化財関係者と更なる連携強化を図り、文化継承へ向けた支援に取り組みます。

②歴史ある文化財の活用の推進

文化財の適切な調査・保存を推進し、地域資源として活用を図るとともに、町民の文化財への理解を深めることを目的に地域の歴史や文化に関する講座等の提供数を増やすなど、文化財の活用による地域の魅力向上を推進します。

③多様な文化芸術に接する機会の充実

多様な芸術や地域の文化に触れる機会の創出を図り、次代の文化の担い手となる子どもたちの豊かな情操や感性を養います。